

[会議録]

会議名称	令和3年度第1回 市川市個人情報保護審議会	
議題等	諮問事項 ア 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民税課】」に係る検討について イ 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【保健センター疾病予防課】」に係る検討について	
開催日時	令和4年1月13日(木) 午後3時00分 ~ 午後3時45分	
開催場所	市川市役所第1庁舎 5階 第4委員会室 ※Web会議システムを利用したオンライン会議により開催した。	
出席者	委員	松原いつ子(副会長(会長職務代理))、小島千鶴、小林俊之、加藤久善、谷内弘美、太田昌志
	事務局	【総務部総務課】樋口課長、中川主幹、丹治主査
	説明課及び職員	【財政部】金子部長 【財政部市民税課】富川課長、柳澤主幹、石井主任 【保健部】増田部長 【保健部保健センター疾病予防課】西倉課長、入江主幹、中村主任 【情報政策部情報管理課】皆元主幹、大木主任主事
傍聴	<input type="checkbox"/> 可 ( 人 ) / <input checked="" type="checkbox"/> 不可	
会議概要 ※詳細別紙	特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問し、検討を行った。	
配布資料	・次第 ・個人住民税(市・県民税)に関する事務 全項目評価書の要点説明 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【個人住民税(市・県民税)に関する事務】 ・予防接種に関する事務 全項目評価書の要点説明 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【予防接種に関する事務】	
特記事項		

# [会 議 録]

別 紙

令和3年度第1回 市川市個人情報保護審議会

## 【議長(松原副会長)】

それでは、令和3年度第1回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、「諮問事項ア(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民税課】に係る検討について)」を議題としたいと思います。事務局に伺いますが、本案件に非公開情報は含まれているのでしょうか。

## 【事務局】

非公開情報はございません。

## 【議長(松原副会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議録を公開することとしてよろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

## 【審議会委員】

異議なし。

## 【議長(松原副会長)】

ご異議がないようですので、会議録を公開することといたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

(金子財政部長から松原副会長に諮問書を手交)

(金子財政部長 退出)

## 【諮問実施機関】

市民税課長でございます。

私からは、「個人住民税に関する事務」の全項目評価書について、諮問の趣旨と評価書の概要をご説明いたします。

まず、今回の諮問の趣旨からご説明をいたします。

特定個人情報保護評価につきましては、システムが扱う特定個人情報の対象人数が30万人以上の場合は、特定個人情報の入手方法や漏えい等リスク対策の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成した上で、その内容を広く住民へ意見聴取を行い、第三者による点検を受けることとなっております。

また、一度公表した評価書につきましては、公表から5年を経過する前に、再評価するよう努めるものとされています。

## [会議録]

これに基づきまして、前回「全項目評価書」を公表した、平成28年度より5年が経過し、評価書を見直すパブリックコメントを実施したことから、第三者点検として貴審議会に諮らせていただくものでございます。

次に、評価書についてご説明いたします。

お手元の「特定個人情報保護評価書・全項目評価書」が、今回、貴審議会に点検をお願いしたい評価書になります。こちらは頁数も多くなっておりまして、恐れ入りますが、要点を絞ってご説明させていただきます。

事前にお渡しさせていただいた「個人住民税(市・県民税)に関する事務 全項目評価書の要点説明」をご覧ください。

まず、「ローマ数字Ⅰ 基本情報」の項についてご説明します。

「1. 特定個人情報を取り扱う事務」といたしまして、市民税課におきましては、住民税の賦課決定を行う、地方税法に基づき、個人・事業主・市区町村・国税庁・税務署から給与支払報告書、確定申告書、住民税申告書といった課税資料を本市へ提供していただき、それらを個人に紐付けをし、課税計算を行っております。

また、逆に情報提供として他市区町村や他部署に対し個人の課税情報を提供する場合もございます。

これらの特定個人情報ファイルを取り扱うシステムが、「2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム」に記載された6つのシステムになります。

これらのシステムを使用して、個人・事業主・市区町村・国税庁や税務署から集められた課税資料を、住基情報から課税対象者に正しく紐付けし、メインシステムである「市民税オンラインシステム」にて賦課決定を行うといった事務の流れになります。

この課税資料と課税対象者の紐付け、また、行政機関等および市区町村との情報連携を円滑に行うために、特定個人情報ファイルを使用しているところでございます。

続きまして、「ローマ数字Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」についてご説明いたします。

市民税課では、「2. 基本情報」に記載されたとおり、本市における課税対象者及びその被扶養者等にかかわる個人番号や、基本4情報といった本人情報、また所得や所得控除といった税関係情報を扱っており、情報項目数としては100以上となります。

次に、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてご説明します。

システムの保守運用業務、納税通知書等の印刷封緘業務、システムデータ外部保管業務、課税資料の入力業務など5つの事業所に対し特定個人情報ファイル取扱いの委託をしています。

また、「5. 特定個人情報の提供・移転」についてですが、番号法等に基づき、国等の行政機関や地方自治体、庁内の他部署に対し、個人住民税関係情報の提供・移転を行っております。

続きまして、「ローマ数字Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」についてご説明いたします。

まず、「2. 特定個人情報の入手」についてですが、対面における本人確認書類について確認を厳格に行います。

## [会議録]

また、電子送信されたものにつきましても、全て住基情報と照合することで、不適切な入手を防ぐことを徹底しております。

また、相手方には課税資料として使用することを伝え、目的を明示しております。

「3. 特定個人情報の使用」については、システムへのアクセス権を設定し、必要な認証であるパスワード等の設定を行うことで、不正な使用を防止しております。

また、アクセスログを取得することで、万が一不正利用された場合でも、ログを追跡できるようにしております。

次に「4. 特定個人情報のファイル取扱いの委託」についてですが、まず大前提として、委託先の事業所については、プライバシーマークの取得を条件としております。

また、約款等に特定個人情報の保護に関する項目を定め、かつ、これらの項目の遵守について、チェックリストで点検を行い、併せて委託先事業所における作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業履歴を記録することで不正利用への対策を行っております。

次に、「6. 情報提供ネットワークとの接続」につきまして、高度なセキュリティを維持した行政機関専用のネットワークを利用することにより、漏洩・紛失のリスクに対応しております。

また、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクにも対応しております。

最後に「ローマ数字Ⅵ 評価実施手続き」についてご説明します。

特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、令和3年10月16日から令和3年11月15日までの間、市民への意見公募としてパブリックコメントを実施し、組織の名称の確認及び電子記録媒体の取り扱いに関する評価などの意見があり、これに対し、見直しを行いました。

また、そのほか、今回の評価書の再作成に当たり、法改正による条文ずれの修正をしております。

評価書の内容の説明については、以上でございます。

### 【議長(松原副会長)】

それでは審議いたします。

ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

### 【議長(松原副会長)】

評価書57ページ、「特定個人情報の提供ルール」の中で、委託契約書で立入検査及び関係書類を求めることができる旨を規定しているとありますが、実績はあるのでしょうか。

### 【諮問実施機関】

立入検査の実績はありませんが、資料は要求しています。

### 【議長(松原副会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

## [会 議 録]

### 【審議会委員】

異議なし。

### 【議長(松原副会長)】

ご異議がないようですので質疑を終えます。

市民税課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(財政部職員 退出)

### 【議長(松原副会長)】

続きまして、「諮問事項イ(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【保健センター疾病予防課】に係る検討について)」を議題としたいと思います。

事務局に伺いますが、本案件に非公開情報は含まれているのでしょうか。

### 【事務局】

非公開情報はございません。

### 【議長(松原副会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議録を公開することとしてよろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

### 【審議会委員】

異議なし。

### 【議長(松原副会長)】

ご異議がないようですので、会議録を公開することといたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

(保健部職員 入室)

(増田保健部長から松原副会長に諮問書を手交)

(増田保健部長 退出)

### 【諮問実施機関】

保健センター疾病予防課長でございます。

私からは、今回の諮問の趣旨及び評価書の内容についてご説明いたします。

## [会 議 録]

まず、諮問の趣旨からご説明いたします。

疾病予防課では、以前より、予防接種法に基づく各種定期接種を実施しており、この「予防接種に関する事務」では、特定個人情報ファイルの取扱いがあるため、特定個人情報保護評価を実施しておりました。

この以前からの定期接種の事務は、対象者が児童生徒や高齢者等に限られるため、対象人数が30万人に満たず、特定個人情報保護評価におけるしきい値判断は、3段階中2番目のレベルである「重点項目評価」でした。

しかし、令和3年度、新たに、予防接種法に基づく臨時接種である新型コロナワクチン接種を開始し、これに伴い、対象人数が30万人以上となり、しきい値判断が、3段階中最高レベルである「全項目評価」となりました。

番号法第28条では、しきい値判断の変更があった場合には、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられ、また、全項目評価を実施する場合は、住民への意見聴取及び第三者による点検が義務付けられています。

これに基づき、疾病予防課では、全項目評価書の案を作成し、これについて住民への意見聴取の実施を完了したため、このたび、第三者による点検として、評価書の適合性・妥当性について、貴審議会に諮問させていただくものです。

諮問の趣旨の説明は以上でございます。

次に、評価書の内容についてご説明いたします。

お手元でございます「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」が、今回、貴審議会に第三者点検をご依頼いたします文書です。

評価書の大まかな構成としましては、前半が、事務の内容及び使用するシステム、特定個人情報ファイル等の説明、後半が、情報漏えい等の各種リスクへの対策についての説明となっております。

時間も限られていると思いますので、恐れ入りますが、要点に絞ってご説明をさせていただきます。

お手元でございます「予防接種に関する事務 全項目評価書の要点説明」をご覧ください。

「ローマ数字Ⅰ 基本情報」、「1. 特定個人情報を取り扱う事務」についてご説明します。

予防接種法等に基づき、予防接種に関する事務を行うに当たり、予防接種対象者の抽出及び予防接種の記録等において、特定個人情報ファイルである予防接種ファイルを取り扱います。

事務の流れについては、別紙の図をご覧ください。この図は、評価書の6ページに掲載しているものを、説明用に一部加工したものです。

既存の予防接種事務は、別紙の図の上部の①～⑥の流れで行っています。この流れについて、概要をご説明します。

① 市川市は、健康管理システムを使用し、予防接種ファイルから予防接種対象者を抽出し、この対象者に対し、接種券等を作成し送付します。

住民情報は、住民記録システム等のデータから、日々、自動的に入手し、最新の情報に更新しています。

## [会議録]

- ② 接種対象者の住民は、医療機関等で接種を受けます。
- ③ 医療機関は、予診票に手書きで、接種日やワクチン情報等の接種記録を行い、これを市川市に送ります。
- ④ 市川市は、この予診票を受取り、予診票に記載された接種記録を手作業で健康管理システムに入力します。これにより、健康管理システム内の予防接種ファイルに、住民の接種記録が反映されます。
- ⑤ 市川市は、予防接種ファイルに記録された接種記録の副本、つまりコピーを作成し、中間サーバーに登録します。中間サーバーには、市川市だけでなく、全国の各市町村がそれぞれ予防接種ファイルの副本に登録しています。
- ⑥ 全国の各市町村は、情報提供ネットワークシステムを経由して、中間サーバー上に登録された他市町村の接種記録の照会・提供ができるようになります。

この⑤及び⑥が、個人番号を利用した、市町村を超えた情報照会・提供の仕組みとなります。

各市町村は、転入者について、転入元市町村での予防接種の状況を確認する必要があるときに、この仕組みを利用します。

しかし、臨時の接種である新型コロナワクチン接種を推進するに当たって、従来の方法では、③から④の流れが手作業であるため、接種から予防接種ファイルへの反映や、中間サーバーへの副本の登録に2～3ヶ月を要することから、各市町村が接種の進捗状況がリアルタイムで把握できない、転入者の新型コロナワクチン接種状況を情報提供ネットワークシステムで検索しても反映されていない等の課題がありました。

この課題を解決するため、内閣官房の主導の元で各市町村が導入したクラウド上のシステムが、別紙の図の下部にあります、ワクチン接種記録システム(VRS)となります。

VRSを利用した新型コロナワクチンの予防接種の事務も、別紙の図に掲載しています。この流れについて、概要をご説明します。

②まで、つまり、図の左上部の「医療機関等(接種会場)」での予防接種の実施までの流れは、既存の予防接種と同じです。

既存の事務と流れが異なるのは、ここからです。

④の流れのとおり、事前に、健康管理システム上の予防接種ファイルから新型コロナワクチン接種対象者の個人情報をデータ抽出し、VRS上に新型コロナワクチン接種専用の予防接種ファイルとして登録しています。

VRSはクラウド上のシステムであり、全国の市町村が利用していますが、団体ごとに領域が分割されており、通常、アクセスできるのは、自分の団体の住民の情報のみとなっています。

各医療機関や市が設置運営する接種会場での接種の実施後は、⑥の流れのとおり、VRSへのデータ登録専用タブレットのカメラを使用し、接種券に印刷されているOCRラインという18桁の番号をAI-OCRという技術で読み取ることで、VRS上の予防接種ファイルに接種記録を登録します。これは、読取りした瞬間に即時で反映します。

市町村を跨ぐ接種記録の照会・提供は、⑥の流れのとおり、VRSを経由して実施します。

また、⑦のとおり、VRSには、接種証明書の発行機能があります。被接種者が、市に接種証明書の交付申請を行った際は、職員がVRS等の情報を確認し、審査の上、接種証明書を紙で発行します。

## [会議録]

なお、令和3年12月20日に、デジタル庁よりVRSと連携した新型コロナワクチン接種証明アプリの提供が始まり、住民が自身のスマートフォンやタブレットを使用し、オンラインの手続のみで接種証明書を入手することができるようになりました。

また、同時に、海外渡航用のみでなく、国内用の接種証明書の交付も開始されました。

このアプリの提供開始等に関しては、国から詳細な情報提供あったのが、住民からの意見募集の終了後であったため、本評価書には未反映となっています。令和4年度に、この反映をさせる方向で、今後調整をいたします。

要点説明資料に戻ります。続きまして、「2. 特定個人情報を取扱う事務において使用するシステム」についてです。

予防接種ファイルを取扱うシステムは、健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)の4つです。

健康管理システムは、市川市の予防接種に関する事務の中核となるシステムで、予防接種の対象者の抽出や接種の記録等の機能があります。

中間サーバーは、各市町村等が互いに個人番号を使用して情報提供・照会をする仕組みの一部です。

全ての市町村は、自らが保有する接種記録の副本を中間サーバーにアップしておくことで、情報提供ネットワークシステムを経由して、他市町村の接種記録を照会できます。

番号連携サーバーは、一言で言えば、市川市の健康管理システムと中間サーバーを中継するものです。

中間サーバーへの接種記録のアップや、中間サーバー上にある他市町村の接種記録を照会する機能等があります。

VRSは、先ほど、事務の流れでご説明しましたとおり、新型コロナワクチンの接種記録や情報照会等を行うものです。

続きまして、「5. 個人番号の利用」についてです。

個人番号の利用については、番号法及び市番号条例を根拠としています。

続きまして、「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」についてです。

個人番号を利用した、情報提供ネットワークシステムを経由した接種記録等の提供及び照会については、番号法を根拠としています。

新型コロナワクチン接種記録のみは、特例的に、VRSによる提供及び照会を実施しています。これは番号法の緊急時の規定を根拠としています。

続きまして、「ローマ数字Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「2. 基本情報」についてです。

本事務における特定個人情報ファイルである「予防接種ファイル」は、「ローマ数字Ⅰ」「2. 特定個人情報を取扱う事務において使用するシステム」で挙げた4つのシステムで取扱います。

対象となる本人の数は、約45万人です。これは、最も対象範囲の広い新型コロナワクチン接種の対象人数を想定し、市民のうち12歳以上の人口の合計で試算したものです。

記録される項目は100以上です。

具体的な項目としては、個人番号や基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先、接種記録等です。



## [会議録]

続きまして、「3. 特定個人情報の入手・使用」についてです。

接種対象者の情報は、原則として、住民記録システム等庁内のシステムから入手します。

転入者の転入元市町村での接種記録は、情報提供ネットワークシステム経由で、転入元市町村から入手します。

なお、新型コロナワクチンの接種記録のみ、VRS経由で入手します。

続きまして、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてです。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託は、2件行っています。健康管理システム及びVRSの保守に関するものです。

続きまして、「5. 特定個人情報ファイルの提供・移転」についてです。

「提供」とは、実施機関をまたいだ情報の移動のことで、「移転」とは、庁内の別の部署での情報の利用のことで。

「提供」は、4件行っています。

うち3件は、他市町村等への情報提供ネットワークシステム経由での接種記録提供に関するもので、残り1件は、他市町村へのVRS経由での新型コロナワクチン接種記録の提供に関するものです。

「移転」は、1件行っています。保健センター健康支援課が、母子保健業務において、必要に応じ、接種記録を利用するものです。

続きまして、「ローマ数字Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「2. 特定個人情報の入手」です。

住民記録システム等庁内のシステムからの情報の入手は、事前に、システム上で技術的な制御を行い、かつ、健康管理システムに自動的に入手する仕組みとすることで、不適切な入手を防止しています。

紙での情報の入手は、本人申請に基づき、個人番号確認と本人確認を個別に実施することで、事故等を防止しています。

続きまして、「3. 特定個人情報の使用」についてです。

個人番号を使用した情報の入手は、事前にシステム上で技術的な制御を行うことで、不適切な情報の紐付けを防止しています。

また、適切なアクセス権の設定や、パスワード等の設定を行うことで、事故等を防止しています。続きまして、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてです。

特定個人情報保護に関する覚書を締結し、かつ、覚書の各項目の遵守について、チェックリストを用いた点検を実施することで、事故等を防止しています。

続きまして、「5. 特定個人情報の提供・移転」についてです。

「提供」は、原則として、情報提供ネットワークシステム経由以外では行いません。

例外であるVRSは、提供の履歴が残るようになっており、必要に応じ確認を行っています。

「移転」は、庁内システムの制御の上で実施することで事故等を防止しています。

続きまして、「6. 情報提供ネットワークとの接続」についてです。

ログイン時の厳重な認証により、不正を防止しています。また、インターネットから完全に隔離することで、サイバー攻撃対策を行っています。

## [会議録]

続きまして、「7. 特定個人情報の保管・消去」についてです。  
サーバー室への入室制限やサイバー攻撃対策等、厳重な情報セキュリティ対策を行っています。  
データ消去は、復元防止に留意した手段で行っています。

続きまして、「ローマ数字Ⅳ その他のリスク対策」「1. 監査」についてです。  
年1回、自己点検及び内部監査を実施しています。  
続きまして、「2. 従業者に対する教育・啓発」についてです。  
年1回、担当者に特定個人情報の保護に関する研修等を実施しています。

続きまして、「ローマ数字Ⅴ 評価実施手続き」「2. 国民・住民等からの意見の聴取」についてです。

令和3年10月16日から令和3年11月15日までの間、市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱に基づく意見募集を実施しました。意見なしのため、原案どおりとしました。

評価書の内容の説明は以上でございます。

### 【議長(松原副会長)】

それでは審議いたします。

ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

### 【小林委員】

市川市において、新型コロナウイルスのワクチンに係る対象者に対する誤接種が発生しているのでしょうか。

### 【諮問実施機関】

誤接種があったという情報はありません。

市川市では、誤接種ではなく、必要な接種間隔を空けずに接種してしまった、いわゆる打ち間違いが数件ありました。

### 【小林委員】

打ち間違いがあってもシステム上、特に問題はないのでしょうか。

### 【諮問実施機関】

問題はありません。

### 【議長(松原副会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

### 【審議会委員】

## [会 議 録]

異議なし。

### 【議長(松原副会長)】

ご異議がないようですので質疑を終えます。

疾病予防課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(保健部職員 退出)

### 【議長(松原副会長)】

それでは、これで本日の審議を終了したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

### 【審議会委員】

異議なし。

### 【議長(松原副会長)】

ご異議がないようですので、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

(連絡事項伝達)

### 【議長(松原副会長)】

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

( 閉会 )